

## 最先端・次世代研究開発支援プログラム 研究費の重複受給制限について

平成 23 年 1 月 28 日  
総合科学技術会議  
次世代プログラム運営会議

最先端・次世代研究開発支援プログラム(以下、「次世代プログラム」という。)では、「最先端・次世代研究開発支援プログラム骨子」(平成 22 年 1 月 21 日科学技術政策担当大臣と総合科学技術会議有識者議員との会合合意)において、研究費の重複受給制限を設けることが決定されている。

このことに関して、国又は独立行政法人が実施する研究開発関連事業のうち一部のものについては、既に公募要領において重複受給制限の対象外とすることを明記している。今後、次世代プログラムを運用するにあたり、この他の事業についても重複受給制限の対象外とすることについて判断が必要となる場合には、総合科学技術会議次世代プログラム運営会議(以下、「運営会議」という。)の構成員のうち本件を担当する総合科学技術会議有識者議員の見解に基づき、内閣府最先端研究開発支援プログラム担当室(以下、「プログラム担当室」という。)において処理することとする。プログラム担当室は、当該内容について運営会議に報告する。